

環境保全のために開発事業者を求める配慮事項

- ・当地区の開発を担う民間事業者（デベロッパー）及び立地事業者（工場等）については、本事業の目的を十分理解しさらに周辺環境との調和を図る観点から、法令や基準等を遵守するとともに、下記の環境配慮事項への協力を求めます。
- ・まちづくり協議会は、こうした事項・内容が遵守され良好な産業団地が形成されるように、民間事業者（デベロッパー）との協議・調整に継続的に取り組みます。

(1) 基本的事項

- ・騒音、振動、悪臭、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、廃棄物処理など、環境保全に関する関係法令を遵守することは当然のこととして、それを最低基準と捉えてより積極的に環境保全に努めることを求める。

(2) 計画・設計時に環境保全に配慮する

- ・騒音、振動、悪臭等の低減を図るため、できるだけ下記に配慮してください。
- ①建屋や設備は敷地境界から離して配置する。
- ②住宅側には非生産施設を配置する。
- ③環境保全に配慮した設備や機器を導入する（低騒音型、防振装置、脱臭装置等）。
- ④設備や機器は建屋の中に入れて開口部の防音・防臭等にも配慮する。

(3) 騒音の防止

【特定事業場】(騒音の大きい施設を設置する事業場)

- ・騒音規制法の定める特定事業場については、工業地域は「第4種区域」の規制基準が該当する。
- ・当地区では、特に環境保全に配慮するため、1段階厳しい「第3種区域」の規制基準を自主規制値とし、特定事業場はこの推奨基準の遵守に努めることを求める。

(特定事業場に係る規制基準)

騒音	8-18時 (昼間)	6-8時(朝) 18-22時(夕)	22-6時 (夜間)	用途地域
第1種区域	50 dB	45 dB	40 dB	1,2種低層
第2種区域	60 dB	50 dB	45 dB	1,2種中高層、1,2種住居、準住居 調整区域
第3種区域	65 dB	60 dB	50 dB	近隣商業、商業、準工業
第4種区域	70 dB	70 dB	60 dB	工業

(※L5(時間率騒音レベル)で判定)

【一般の事業場】

- ・当地区は工業地域であり、「C類型」に該当する。

(環境基準)

騒音	6-22時(昼間)	22-6時(夜間)	用途地域
A類型	55 dB	45 dB	1,2種低層、1,2種中高層
B類型			1,2種住居、準住居
C類型	60 dB	50 dB	近隣商業、商業、準工業、工業

(※Leq(等価騒音レベル)で判定)

(4) 振動の防止

【特定事業場】

- ・騒音規制法に基づく特定事業場の規制は、市内を2種類の区域に区分して運用されている。
- ・当地区は工業地域であり、「第2種区域」に該当する。

(特定事業場に係る規制基準)

振動	8-19時(昼間)	19-8時(夜間)	用途地域
第1種区域	60 dB	55 dB	1,2種低層、1,2種中高層 1,2種住居、準住居
第2種区域	65 dB	60 dB	近隣商業、商業、準工業、工業

(※L10(時間率騒音レベル)で判定)

(5) 悪臭の防止

- ・悪臭防止法では、全ての事業場について、法施行令で定める「特定悪臭物質」22種類について、濃度の許容限度等として規制基準を定めている。当地区は「一般地域」に該当する。
- ・なお、臭気については個人の感覚に左右される部分が大きく苦情が出やすいことから、臭気発生の可能性のある事業所は、臭気対策について事前によく検討することを求める。

(悪臭物質の規制基準(悪臭防止法施行規則第二条・別表第一))

規制物質	化学式	臭気の種類	規制基準(ppm)	
			一般地域	順応地域
アンモニア	NH ₃	し尿のようなにおい	1	5
メチルメルカプタン	CH ₃ SH	腐った玉ねぎのようなにおい	0.002	0.01
硫化水素	H ₂ S	腐った卵のようなにおい	0.02	0.2
硫化メチル	(CH ₃) ₂ S	腐ったキャベツのようなにおい	0.01	0.2
二硫化メチル	CH ₃ SSCH ₃	腐ったキャベツのようなにおい	0.009	0.1
トリメチルアミン	(CH ₃) ₃ N	腐った魚のようなにおい	0.005	0.07
アセトアルデヒド	CH ₃ CHO	刺激的な青ぐさい臭い	0.05	0.5
スチレン	C ₆ H ₅ CH=CH ₂	都市ガスのようなにおい	0.4	2
プロピオン酸	CH ₃ CH ₂ COOH	刺激的な酸っぱいにおい	0.03	0.2
ノルマル酪酸	CH ₃ (CH ₂) ₂ COOH	汗臭いにおい	0.001	0.006
ノルマル吉草酸	CH ₃ (CH ₂) ₃ COOH	むれた靴下のようなにおい	0.0009	0.004
イソ吉草酸	(CH ₃) ₂ CHCH ₂ COOH	むれた靴下のようなにおい	0.001	0.01
プロピオンアルデヒド	CH ₃ CH ₂ CHO	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	0.05	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	CH ₃ (CH ₂) ₂ CHO	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	0.009	0.08
イソブチルアルデヒド	(CH ₃) ₂ CHCHO	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	0.02	0.2
ノルマルバレールアルデヒド	CH ₃ (CH ₂) ₃ CHO	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	0.009	0.05
イソバレールアルデヒド	(CH ₃) ₂ CHCH ₂ CHO	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	0.003	0.01
イソブタノール	(CH ₃) ₂ CHCH ₂ OH	刺激的な発酵したにおい	0.9	20
酢酸エチル	CH ₃ CO ₂ C ₂ H ₅	刺激的なシンナーのようなにおい	3	20
メチルイソブチルケトン	CH ₃ COCH ₂ CH(CH ₃) ₂	刺激的なシンナーのようなにおい	1	6
トルエン	C ₆ H ₅ CH ₃	ガソリンのようなにおい	10	60
キシレン	C ₆ H ₄ (CH ₃) ₂	ガソリンのようなにおい	1	5